

令和6年度からの副食費及び保育料についてのお知らせ

河北町では、令和3年度より多子世帯における保育料・副食費の第3子カウント年齢制限撤廃を実施し、子育てにかかる経済的負担を軽減してきました。

令和6年度より、子育て支援の取り組みをさらに拡充するため、全ての3歳以上児の副食費を無償化するとともに、0～2歳の保育料について、無償化されていない第6階層の世帯の保育料の負担軽減を実施しますのでお知らせいたします。

1 3歳以上児の副食費

全ての3歳以上児の副食費を無償化します（月額4,800円まで）。

2 0～2歳児の保育料

第6階層の保育料を改定し、負担軽減を図ります。

保育料（R6～）

階層区分		標準時間			短時間				
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子		
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0		
2	町民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0		
3	町民税均等割のみ課税世帯	0	0	0	0	0	0		
4	町民税 所得割 額	48,600円未満		0	0	0	0	0	
5		48,600円以上	97,000円未満	0	0	0	0	0	
6		97,000円以上	169,000円未満	17,800	0	0	17,550	0	
7		169,000円以上	301,000円未満	48,800	24,400	0	48,000	24,000	0
8		301,000円以上	397,000円未満	64,000	32,000	0	63,000	31,500	0
9		397,000円以上		67,200	33,600	0	64,800	32,400	0

※表の第1子～第3子は、小学校就学前の範囲において、保育施設を同時に利用する最年長の子どもから順に数えます（国が定めているカウント方法です）。

※河北町では、令和3年度より国が定めているカウント方法によらず、子どもが3人以上いる世帯では最年長の子どもから順に3人目以降も無料としています。